

十日町市 医師研究資金貸与事業 （平成27年4月1日事業開始）

【事業概要】

本事業は、市内の病院に勤務する若手医師に対し、医療研究に必要な資金を貸与することにより、医師の確保及び資質の向上を図り、もって十日町市における医療の充実に寄与するもの

1 貸与対象者及び貸与額等

1. 貸与対象者（次のすべてに該当する者）

- 市内の病院に勤務する医師
- 医師免許を取得後15年以内の者
- 週32時間以上の勤務形態にある者
- 1年以上継続して勤務する意思を有する者

2. 貸与額及び貸与期間

- 貸与額 年額 100万円（無利息）
※ 1年分を1年ごとに貸与
- 貸与期間 3年間を限度（最大3年間：300万円）
- 貸与決定から2年以内に医師免許取得後15年に達する者は、その達した日の属する年分までを限度

【例1】 貸与開始1年目に医師免許取得後15年に達する場合
1年目のみ該当 100万円限度

【例2】 貸与開始1年目に医師免許取得後14年に達する場合
1年目、2年目が該当 200万円限度

2 返還免除

1. 返還の当然免除の要件

- ▶ 貸与期間を十日町市内の病院で継続して勤務したとき。
- ▶ 貸与期間中に業務上の原因により死亡し、又は心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2. 返還の裁量免除（全部又は一部免除）の要件

- ▶ 貸与決定者が死亡し、又は心身の故障その他やむを得ない理由により、業務を継続することができなくなったとき。

【やむを得ない理由の例】

貸与期間中に異動等でやむを得ず業務を継続することができなくなった場合は、業務を継続した期間分を免除

3. 返還の免除を受けようとする者は、医師研究資金返還免除申請書を市長に提出

【注意事項】

返還免除となった時点で研究資金は雑所得（債務免除益）となりますので、確定申告など手続きが必要になります。

※医療研究に要した研究費用の合計額は、必要経費として控除されます。

3 申請時に必要な書類

1. 医師研究資金貸与申請書
2. 医師免許の写し、履歴書
3. 勤務する病院の長の推薦書
4. 連帯保証人の保証書
※連帯保証人は、独立の生計を営む成年者 1 人

4 制度の特徴

1. 新潟県内の自治体としては初めての事業（平成26年度現在）
2. 現在勤務している医師も対象
3. 医師確保を第一の目的とした事業であり、病院医師の確保が図られることが大きな成果としていることから、貸与者からの研究の成果物は求めない。